

岡山県岡山国際交流センター 指定管理者参考資料

1 指定管理者からの事業報告概要（R5～R7）	・ ・ ・ ・ ・ P	1
2 利用料金収入詳細	・ ・ ・ ・ ・ P	7
3 岡山県岡山国際交流センター条例	・ ・ ・ ・ ・ P	8
4 岡山県岡山国際交流センター条例施行規則	・ ・ ・ ・ ・ P	15
5 指定管理者の指定の申請等に関する規則	・ ・ ・ ・ ・ P	18
6 アンケート等の意見・要望と対応事例	・ ・ ・ ・ ・ P	20
7 国際化施策推進方針に係る事業の実施基準	・ ・ ・ ・ ・ P	21

令和 8 年 8 月

岡山県県民生活部国際課

指定管理者からの令和7年度事業報告概要

施設名	岡山県岡山国際交流センター
施設所在地	岡山県岡山市北区奉還町二丁目2番1号

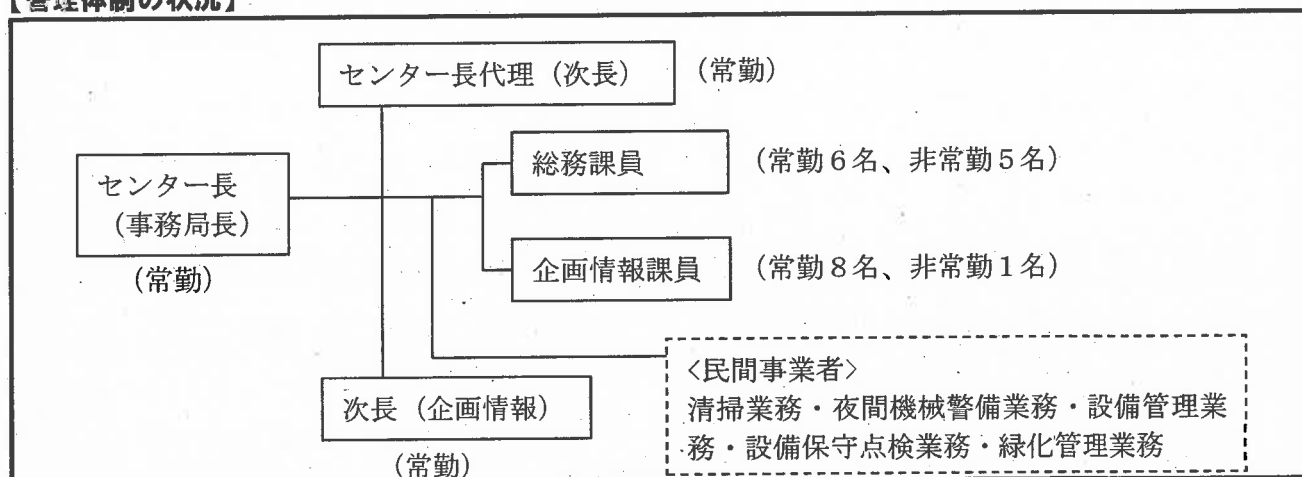
【指定管理者の概要】

名 称	一般財団法人岡山県国際交流協会	代表者	代表理事 野崎 泰彦
所在地	岡山県岡山市北区奉還町二丁目2番1号		

【指定管理の概要】

指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日	報告期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
管理業務の内容	・施設及び設備の利用等の許可 ・施設及び設備の維持管理、修繕等 ・各種生活情報の提供及び多言語相談等 ・国際交流及び多文化共生に関する活動の推進 等		

【管理体制の状況】



【利用等の許可の状況】

		会議室等		合 計
許可件数	7年度	4,032		4,032
	6年度	3,986		3,986
	増 減	46		46

【維持管理の業務の実施の状況】

項 目	内 容
施設等の維持管理業務	清掃業務・夜間機械警備業務・設備管理業務・設備保守点検業務・緑化管理業務
会議室等使用許可業務	許可件数 4,032件 (会議室関係 4,031件、貸事務所 1件)
情報相談コーナー・図書資料室の運営業務	相談・情報提供等 1,363人、図書資料室の利用 3,768人、多言語生活相談 117回、外国人のための無料法律相談 11回 など
地域の国際化を推進する事業の実施等	日本文化紹介事業、災害救援専門ボランティア研修会、地域共生サポーター研修会、日本語講座 287回、子ども日本語学習サポーター派遣 368回 など

【利用料金の収入及び減免の状況等】

		会議室等		合 計
収入額		70,431,837		70,431,837
利用件数		4,032		4,032
減 免 額		994,550		994,550
減免理由	・地域の国際化の推進を目的とした利用 81件			

指定管理者からの令和7年度事業報告概要

【管理に係る収支の状況】

(単位：円)

		7 年度	対前年度増減額	6 年度	備 考
収 入 額 A		124,450,078	1,068,139	123,381,939	7 年度収入額 ・ 指定管理料のうち賃金及び物価の上昇に応じた増額分 9,117,000円 (財源は全額国庫) ・ その他の主なもの 飲食提供手数料 1,890,083円 駐車場利用収入 1,839,240円 負担金収入 345,133円
内 訳	指定管理料	49,117,000	4,185,000	44,932,000	
	利用料金収入	70,431,837	△2,892,243	73,324,080	
	事業収入	751,840	125,278	626,562	
	その他	4,149,401	△349,896	4,499,297	
支 出 額 B		141,037,891	△4,477,718	145,515,609	7 年度収入額 ・ 指定管理料のうち賃金及び物価の上昇に応じた増額分 9,117,000円 (財源は全額国庫) ・ その他の主なもの 飲食提供手数料 1,890,083円 駐車場利用収入 1,839,240円 負担金収入 345,133円
内 訳	人件費	56,772,284	12,242	56,760,042	
	管理運営費	76,913,223	△3,674,706	80,587,929	
	事業費	7,352,384	△815,254	8,167,638	
	その他	0	0	0	
収 支 額 A－B		△16,587,813	5,545,857	△22,133,670	
県への納入金		—	—	—	
実質的な県負担額		33,334,477	2,051,548	31,282,929	

【特記事項（管理運営業務の実施状況の点検結果）】

点検項目		区分	特記事項（評価すべき点・改善すべき点）
管理 運 営 状 況	①適切な施設 管理の履行	B	包括協定書に規定する業務仕様書及び事業計画に基づき、概ね適切な施設の管理が行われた。
	②法令等の遵守 状況	B	建築基準法、消防法などの規定を遵守した上で、監督機関の指導等に対し、概ね適切に対応した。
	③安全性の確保	B	施設・設備の点検等を専門業者に委託して実施し、安全性は概ね確保された。
	④財産の適切な 管理	B	要補修箇所の速やかな修繕や備品等の保全を行い、概ね適切な財産の管理が行われた。
導 入 効 果	①利用状況	B	コロナ禍以降、利用状況が回復しない中、サービスの維持・向上や施設利用のPR等を通じ、既存顧客の継続利用へ向けた働きかけや新規顧客の獲得に努めた。 【施設利用者数(情報相談コーナー等含む)】 R7：136,820人 ← R6：137,509人
	②収支状況	C	利用料金収入は依然としてコロナ前の水準には回復していないものの、支出面では効率的な経費執行に努め、管理運営費の削減等を行ったことにより、赤字額は前年度より縮減した。
	③サービス向上	B	施設利用前の丁寧な接客やウェブサイトでのきめ細かい利用案内に加え、利用後のアンケート調査に基づく改善など、幅広いニーズへの対応や利便性の向上に努めた。
管理運営業務全般		B	包括協定書及び事業計画書に基づき、施設の利用や維持管理、各種国際化事業の実施など、概ね適切に管理運営業務が履行された。

※「区分」欄は、点検結果の区分。区分の内容は次のとおり

A：予定していた業務水準を上回った。

B：予定していた業務水準を概ね実施した。

C：予定していた業務水準の一部が実施できなかった。 D：予定していた業務水準を下回った。

指定管理者からの令和6年度事業報告概要

施設名	岡山県岡山国際交流センター
施設所在地	岡山県岡山市北区奉還町二丁目2番1号

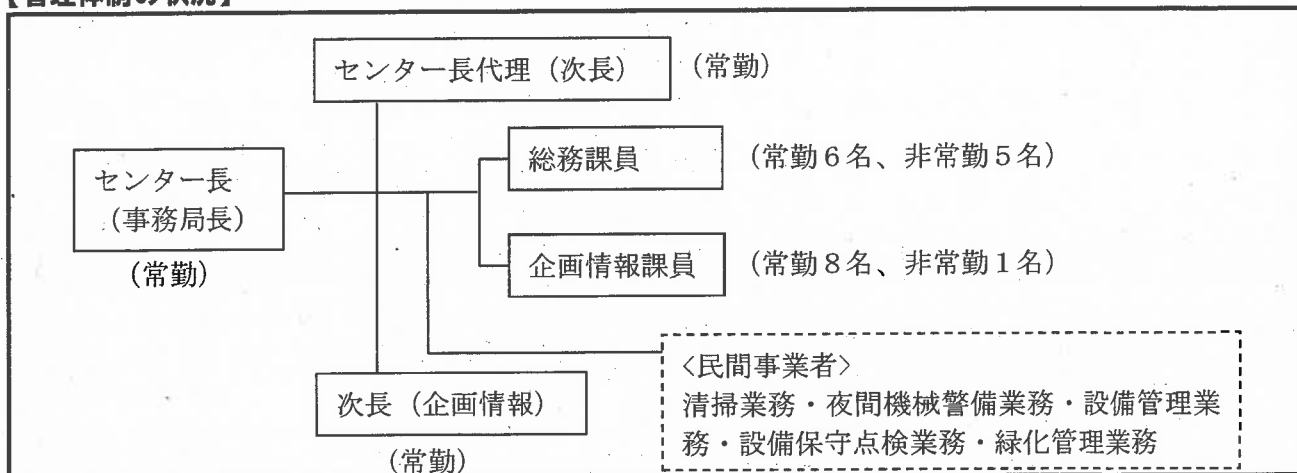
【指定管理者の概要】

名 称	一般財団法人岡山県国際交流協会	代表者	代表理事 野崎 泰彦
所在地	岡山県岡山市北区奉還町二丁目2番1号		

【指定管理の概要】

指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日	報告期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
管理業務の内容	・施設及び設備の利用等の許可 ・施設及び設備の維持管理、修繕等 ・各種生活情報の提供及び多言語相談等 ・国際交流及び多文化共生に関する活動の推進 等		

【管理体制の状況】



【利用等の許可の状況】

		會議室等			合 計
許可件数	6年度	3, 9 8 6			3, 9 8 6
	5年度	3, 7 5 9			3, 7 5 9
	増 減	2 2 7			2 2 7

【維持管理の業務の実施の状況】

項 目	内 容
施設等の維持管理業務	清掃業務・夜間機械警備業務・設備管理業務・設備保守点検業務・緑化管理業務
会議室等使用許可業務	許可件数 3,986件（会議室関係 3,984件、貸事務所 2件）
情報相談コーナー・図書資料室の運營業務	相談・情報提供等 2,382人、図書資料室の利用 3,662人、多言語生活相談 138回、外国人のための無料法律相談 11回 など
地域の国際化を推進する事業の実施等	日本文化紹介事業、災害救援専門ボランティア研修会、地域共生サポーター研修会、日本語講座 314回、子ども日本語学習サポーター派遣 440回 など

【利用料金の収入及び減免の状況等】

	会議室等			合 計
収 入 額	73,324,080			73,324,080
利用件数	3,986			3,986
減 免 額	1,147,400			1,147,400
減免理由	・ 地域の国際化の推進を目的とした利用 82件			

指定管理者からの令和6年度事業報告概要

【管理に係る収支の状況】

(単位：円)

		6年度	対前年度増減額	5年度	備 考
収 入 額 A		123,381,939	2,817,038	120,564,901	6年度収入額 ・指定管理料のうち賃金及び物価の上昇に応じた増額分 4,932,000円 (財源は全額国庫) ・その他の主なもの 飲食提供手数料 2,107,683円 駐車場利用収入 1,944,580円 負担金収入 419,283円
内 訳	指定管理料	44,932,000	4,932,000	40,000,000	
	利用料金収入	73,324,080	2,545,670	70,778,410	
	事業収入	626,562	81,256	545,306	
	その他	4,499,297	△4,741,888	9,241,185	
支 出 額 B		145,515,609	944,288	144,571,321	
内 訳	人件費	56,760,042	△1,133,759	57,893,801	
	管理運営費	80,587,929	4,441,437	76,146,492	
	事業費	8,167,638	△2,363,390	10,531,028	
	その他	0	0	0	
収 支 額 A－B		△22,133,670	1,872,750	△24,006,420	
県への納入金		—	—	—	
実質的な県負担額		31,282,929	△280,411	31,563,340	

【特記事項（管理運営業務の実施状況の点検結果）】

点検項目		区分	特記事項（評価すべき点・改善すべき点）
管理運営状況	①適切な施設管理の履行	B	包括協定書に規定する業務仕様書及び事業計画に基づき、概ね適切な施設の管理が行われた。
	②法令等の遵守状況	B	建築基準法、消防法などの規定を遵守した上で、監督機関の指導等に対し、概ね適切に対応した。
	③安全性の確保	B	施設・設備の点検等を専門業者に委託して実施し、安全性は概ね確保された。
	④財産の適切な管理	B	要補修箇所の速やかな修繕や備品等の保全を行い、概ね適切な財産の管理が行われた。
導入効果	①利用状況	B	コロナ禍以降、利用状況が回復しない中、サービスの維持・向上や施設利用のPR等を通じ、既存顧客の継続利用へ向けた働きかけや新規顧客の獲得に努めた。 【施設利用者数(情報相談コーナー等含む)】 R6：137,509人 ← R5：133,704人
	②収支状況	C	貸会議室の利用料金収入は、前年度より増加したもののコロナ前の水準には戻っておらず、物価高騰により管理運営費が増加したことから、収支は赤字となった。
	③サービス向上	B	施設利用前の丁寧な接客やウェブサイトでのきめ細かい利用案内に加え、利用後のアンケート調査に基づく改善など、幅広いニーズへの対応や利便性の向上に努めた。
管理運営業務全般		B	包括協定書及び事業計画書に基づき、施設の利用や維持管理、各種国際化事業の実施など、概ね適切に管理運営業務が履行された。

※「区分」欄は、点検結果の区分。区分の内容は次のとおり

A：予定していた業務水準を上回った。

B：予定していた業務水準を概ね実施した。

C：予定していた業務水準の一部が実施できなかった。

D：予定していた業務水準を下回った。

指定管理者からの令和5年度事業報告概要

施設名	岡山県岡山国際交流センター
施設所在地	岡山県岡山市北区奉還町二丁目2番1号

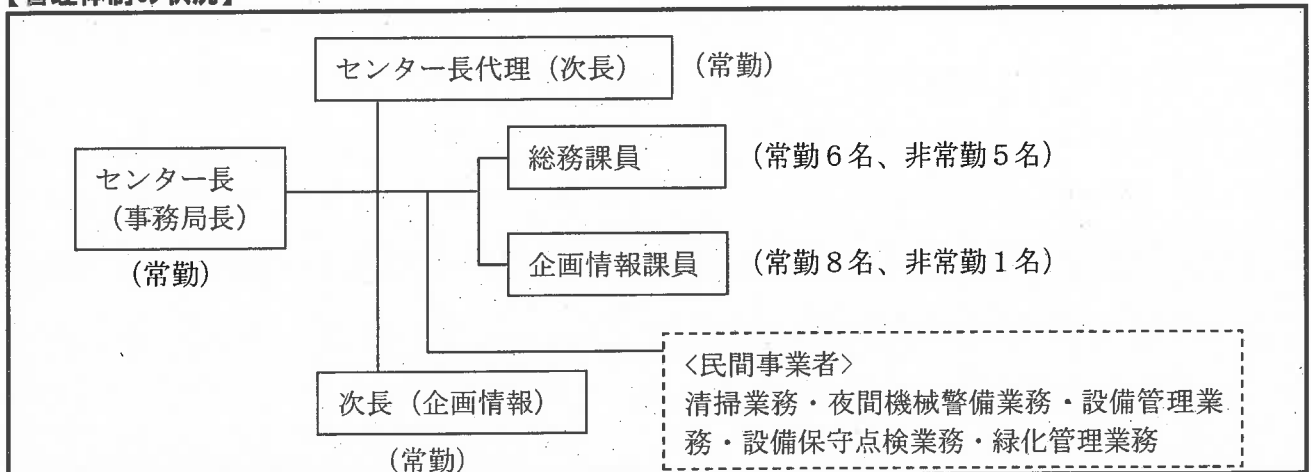
【指定管理者の概要】

名 称	一般財団法人岡山県国際交流協会	代表者	代表理事 野崎 泰彦
所在地	岡山県岡山市北区奉還町二丁目2番1号		

【指定管理の概要】

指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日	報告期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
管理業務の内容	・施設及び設備の利用等の許可 ・施設及び設備の維持管理、修繕等 ・各種生活情報の提供及び多言語相談等 ・国際交流及び多文化共生に関する活動の推進 等		

【管理体制の状況】



【利用等の許可の状況】

		会議室等			(単位: 件)
					合 計
許可件数	5年度	3,759			3,759
	4年度	3,562			3,562
	増 減	197			197

【維持管理の業務の実施の状況】

項 目	内 容
施設等の維持管理業務	清掃業務・夜間機械警備業務・設備管理業務・設備保守点検業務・緑化管理業務
会議室等使用許可業務	許可件数 3,759件 (会議室関係 3,757件、貸事務所 2件)
情報相談コーナー・図書資料室の運営業務	相談・情報提供等 2,317人、図書資料室の利用 4,815人、多言語生活相談 142回、外国人のための無料法律相談 11回 など
地域の国際化を推進する事業の実施等	岡山の魅力発信事業、災害救援専門ボランティア研修会、地域共生サポーター研修会、日本語講座 384回、子ども日本語学習サポーター派遣 426回 など

【利用料金の収入及び減免の状況等】

		会議室等			(単位: 円、件)
					合 計
収入額		70,778,410			70,778,410
利用件数		3,759			3,759
減 免 額		1,324,950			1,324,950
減免理由	・地域の国際化の推進を目的とした利用 101件				

指定管理者からの令和5年度事業報告概要

【管理に係る収支の状況】

(単位：円)

		5年度	対前年度増減額	4年度	備 考
収 入 額 A		120,564,901	311,159	120,253,742	5年度収入額 その他の主なもの ・エネルギー価格 高騰等に伴う支 援交付金 4,766,000円 ・飲食提供手数料 2,181,117円 ・駐車場利用収入 1,859,040円 ・負担金収入 427,642円
内 訳	指定管理料	40,000,000	△4,626,984	44,626,984	
	利用料金収入	70,778,410	454,910	70,323,500	
	事業収入	545,306	3,635	541,671	
	その他	9,241,185	4,479,598	4,761,587	
支 出 額 B		144,571,321	1,012,304	143,559,017	
内 訳	人件費	57,893,801	1,431,092	56,462,709	
	管理運営費	76,146,492	△1,249,025	77,395,517	
	事業費	10,531,028	830,237	9,700,791	
	その他	0	0	0	
収 支 額 A－B		△24,006,420	△701,145	△23,305,275	
県への納入金		—	—	—	
実質的な県負担額		31,563,340	△2,617	31,565,957	

【特記事項（管理運営業務の実施状況の点検結果）】

点検項目		区分	特記事項（評価すべき点・改善すべき点）
管理 運 営 状 況	①適切な施設 管理の履行	B	包括協定書に規定する業務仕様書及び事業計画に基づき、概ね適切な施設の管理が行われた。
	②法令等の遵守 状況	B	建築基準法、消防法などの規定を遵守した上で、監督機関の指導等に対し、概ね適切に対応した。
	③安全性の確保	B	施設・設備の点検等を専門業者に委託して実施し、安全性は概ね確保された。
	④財産の適切な 管理	B	要補修箇所の速やかな修繕や備品等の保全を行い、概ね適切な財産の管理が行われた。
導 入 効 果	①利用状況	B	コロナ禍の影響が残る中、サービスの維持・向上や施設利用のPRにより、既存顧客の継続利用へ向けた働きかけや新規顧客の獲得に努めた。 【施設利用者数(情報相談コーナー等含む)】 R5：133,704人 ← R4：129,090人
	②収支状況	C	コロナ禍が終わり、国際交流などの事業を通常どおり実施できたことなどにより、支出額が増加したものの、貸会議室等の利用料金収入は、コロナ前の水準には戻っておらず、前年度より収支の赤字が拡大した。
	③サービス向上	B	施設利用前の丁寧な接客やウェブサイトでのきめ細かい利用案内に加え、利用後のアンケート調査に基づく改善など、幅広いニーズへの対応や利便性の向上に努めた。
管理運営業務全般		B	包括協定書及び事業計画書に基づき、施設の利用や維持管理、各種国際化事業の実施など、概ね適切に管理運営業務が履行された。

※「区分」欄は、点検結果の区分。区分の内容は次のとおり

A：予定していた業務水準を上回った。

B：予定していた業務水準を概ね実施した。

C：予定していた業務水準の一部が実施できなかった。 D：予定していた業務水準を下回った。

利用料金収入詳細

		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		件数	収入(千円)	件数	収入(千円)	件数	収入(千円)
会議室関係	レセプションホール(Ｂ１階)	225	6,964	209	6,608	219	7,201
	国際会議場(２階)	196	13,611	207	15,060	192	13,704
	研修室(３階)	404	4,499	412	4,104	415	3,993
	交流サロン(４階)	502	2,183	525	2,230	581	2,460
	会議室１(５階)	362	5,650	380	6,506	383	6,345
	会議室２(５階)	480	3,063	520	3,108	515	3,011
	会議室３(５階)	380	2,459	406	2,609	428	2,746
	和室(５階)	66	588	81	691	73	686
	調理実習室(５階)	107	1252	91	1301	97	1,318
	多目的ホール：全室(７階)	303	8,139	314	8,371	312	7,977
	多目的ホール：半室(７階)	37	394	45	449	45	421
	イベントホール(８階)	257	13,191	261	13,173	251	12,471
	小計	3,319	61,993	3,451	64,210	3,511	62,333
貸事務所等	多目的ルーム	438	400	533	567	520	514
	貸事務所等	2	1,260	2	1,260	1	720
	小計	440	1,660	535	1,827	521	1,234
設備等	設備	-	6,062	-	6,345	-	6,281
	キャンセル料	-	1,063	-	942	-	583
	小計	-	7,125	-	7,287	-	6,864
合計		3,759	70,778	3,986	73,324	4,032	70,431

○岡山県岡山国際交流センター条例

平成七年三月二十四日

岡山県条例第七号

岡山県岡山国際交流センター条例をここに公布する。

岡山県岡山国際交流センター条例

(目的及び設置)

第一条 県民と外国人との相互理解を深め、交流を推進し、地域の国際化を図るため、岡山県岡山国際交流センター（以下「センター」という。）を岡山市に設置する。

(業務)

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国際交流に関する活動の推進
- 二 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- 三 国際交流に関する情報の収集及び提供
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの目的の達成に必要な業務

(開館時間及び休館日)

第三条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(平一七条例五八・追加)

(指定管理者による管理)

第四条 センターの管理は、第十二条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(平一七条例五八・追加)

(指定管理者が行う業務)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設等の利用等の許可に関すること。
- 二 施設等の維持管理に関すること。
- 三 第二条に規定する業務の実施に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの運営に関すること。

(平一七条例五八・追加)

(利用等の許可)

第六条 センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 別表に掲げる施設等の利用
- 二 物品の販売及びこれに類する行為
- 三 その他指定管理者が知事の承認を受けて定める行為

- 2 指定管理者は、センターの管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。

(平一七条例五八・旧第三条繰下・一部改正)

(利用の禁止)

第七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターの利用を拒むことができる。

- 一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 二 施設等を損傷するおそれのある者
- 三 施設等の利用が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認める者
- 四 その他センターの管理上支障があると認める者

(平一七条例五八・追加)

(許可の取消し等)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第六条第一項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 偽りその他不正な手段により第六条第一項の許可を受けた者
- 三 第六条第二項の条件に違反している者

- 2 指定管理者は、施設等に関する工事のためその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、第六条第一項の許可を受けた者（次条において「利用者」という。）に対して、同項の許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(平一七条例五八・旧第四条繰下・一部改正)

(利用料金)

第九条 第六条第一項の許可を受けた行為に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、別表の一及び二に掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額並びに同表の三に掲げる金額とする。
- 3 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。
- 5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由によりセンターを利用することができなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平一七条例五八・追加)

(指定管理者の公募)

第十条 知事は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(平一七条例五八・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第十一条 指定管理者の指定を受けようとするものは、センターの管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(平一七条例五八・追加)

(指定管理者の指定)

第十二条 知事は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - 三 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
 - 四 その他センターの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(平一七条例五八・追加)

(事業報告書の提出)

第十三条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(平一七条例五八・追加)

(業務報告等)

第十四条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(平一七条例五八・追加)

(指定の取消し等)

第十五条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

(平一七条例五八・追加)

(規則への委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例五八・旧第七条繰下)

附 則

この条例は、平成七年六月二十四日から施行する。

附 則 (平成九年条例第一一号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年条例第七号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年条例第一八号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年条例第五八号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、公布の日から施行する。

三 第三条中岡山県岡山国際交流センター条例第八条の次に七条を加える改正規定（第九条及び第十三条に係る部分を除く。）

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、次に掲げる規定により知事若しくは知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）に基づき事務を処理することとされた市町村の長（以下「知事等」という。）が行った許可又は知事等に対して行われた当該規定の許可に係る申請のうち施行日においていまだ完結していないものについては、当該許可を知事等が行った時又は当該申請が知事等に対して行われた時において、それぞれ指定管理者が当該許可を行い、又は指定管理者に対し当該申請が行われたものとみなす。

三 第三条の規定による改正前の岡山県岡山国際交流センター条例第三条

附 則 (平成二二年条例第九号) 抄

この条例は、平成二十二年九月一日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第九号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年条例第六号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則 (令和七条例第一一号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和八年条例第一〇号）

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第六条、第九条関係）

（平一七条例五八・全改、平二二条例九・平二六条例九・平三一条例六・令七条例一一・令八条例一〇・一部改正）

一 施設

区分		単位	基準額
レセプションホール		指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 三、七〇〇円
国際会議場		指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 七、四〇〇円
研修室		指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 一、五五〇円
交流サロン		指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 九〇〇円
会議室一		指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 一、八九〇円
会議室二		指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 九〇〇円
会議室三		指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 九〇〇円
和室		指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 九〇〇円
調理実習室		指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 九〇〇円
多目的ルームA		指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一室一時間につき 二一〇円
多目的ルームB		指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一室一時間につき 三一〇円
多目的ホール	全室	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 三、三四〇円
	半室	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 一、六六〇円
イベントホール		指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一時間につき 五、二六〇円

		受けて定める時間帯	
喫茶スペース	喫茶	一月につき	二七四、五六〇円
	多目的利用	一日につき	三、一四〇円

備考

- 一 営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合にあっては、この表に掲げる基準額に二・〇を乗じて得た額を基準額とする。
- 二 喫茶スペースについて、利用期間が単位未満であるとき又は利用期間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の期間を一単位として計算する。

二 設備

区分		単位	基準額
舞台装置	演台	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一台一時間につき 二一〇円
	司会者演台	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一台一時間につき 一〇〇円
	簡易ステージ	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一台一時間につき 一〇〇円
	金びょうぶ	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一双一時間につき 四三〇円
音響装置	レセプションホール	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一式一時間につき 四三〇円
	国際会議場	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一式一時間につき 一、五五〇円
	研修室	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一式一時間につき 五四〇円
	会議室一	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一式一時間につき 五四〇円
	多目的ホール	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一式一時間につき 二一〇円
	イベントホール	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一式一時間につき 五四〇円
	移動型スピーカー	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一台一時間につき 四三〇円
映像装置	モニターテレビ	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一台一時間につき 九九〇円

ビデオデッキ	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一台一時間につき 二一〇円
オーバーヘッドプロジェクター	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一台一時間につき 一〇〇円
スライド映写機	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一台一時間につき 三一〇円
レーザーポインター	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一個一時間につき 一〇〇円
同時通訳装置	一式一日につき	三四、九七〇円
誘導無線受信機	一個一日につき	一〇〇円
ピアノ	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一台一時間につき 一、六六〇円
万国旗	一枚四時間につき	一〇〇円
展示パネル	指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯	一枚一時間につき 一〇〇円
その他規則で定める設備	規則で定める単位	規則で定める額

備考 同時通訳装置、誘導無線受信機及び万国旗について、利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を一単位として計算する。

三 その他

区分	単位	金額
第六条第一項第二号又は第三号に掲げる行為	指定管理者が知事の承認を受けて定める単位	指定管理者が知事の承認を受けて定める額

○岡山県岡山国際交流センター条例施行規則

平成七年六月二十三日

岡山県規則第三十六号

改正 平成九年四月一日規則第四〇号

平成一六年四月一日規則第五四号

平成一八年三月二八日規則第五三号

岡山県岡山国際交流センター条例施行規則を次のように定める。

岡山県岡山国際交流センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県岡山国際交流センター条例（平成七年岡山県条例第七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 岡山県岡山国際交流センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、次の各号に掲げる施設については、当該各号に定めるところによる。

一 図書資料室 午前十時から午後七時まで

二 情報相談コーナー 午前九時から午後五時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて開館時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨をセンターの掲示板に公示するものとする。

(平一六規則五四・平一八規則五三・一部改正)

(休館日)

第三条 センターの休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、図書資料室及び情報相談コーナーにあつては、毎週日曜日を休館日とする。

3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨をセンターの掲示板に公示するものとする。

(平一八規則五三・一部改正)

(利用等の許可の申請)

第四条 条例第六条第一項の規定により同項各号に定める行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平一八規則五三・一部改正)

(利用者等の遵守事項)

第五条 条例第六条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う催物等のために入館する者も、同様とする。

- 一 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 二 利用の許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。
- 三 利用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- 四 利用の許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
- 五 火災、盗難、人身事故その他事故の防止に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示した事項

(平一八規則五三・一部改正)

(損壊の届出等)

第六条 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

(平一八規則五三・一部改正)

(利用等の終了の届出)

第七条 利用者は、施設等の利用又は許可を受けた行為を終了したときは、指定管理者に届け出なければならない。

(平一八規則五三・一部改正)

(利用料金の減免)

第八条 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、知事の承認を受けて定める基準に基づき利用料金（条例第九条第一項に規定する利用料金をいう。次項において同じ。）を減免することができる。

- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平一八規則五三・全改)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平一六規則五四・旧第十三条繰下、平一八規則五三・旧第十四条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成七年六月二十四日から施行する。

(関係規則の一部改正)

- 2 岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成九年規則第四〇号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

七 岡山県岡山国際交流センター条例施行規則

附 則（平成一六年規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第五三号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

○指定管理者の指定の申請等に関する規則

平成十七年十月七日

岡山県規則第百三十四号

指定管理者の指定の申請等に関する規則を次のように定める。

指定管理者の指定の申請等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、知事が所管する公の施設の管理を別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定により指定管理者（当該規定に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合における指定管理者の公募、指定の申請及び事業報告書の提出（第五条において「公募等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一八規則一三三・一部改正)

(公募)

第二条 知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募する場合には、次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

- 一 施設の概要
- 二 指定管理者が行う管理の基準
- 三 指定管理者が行う業務の範囲
- 四 指定管理者の指定の期間
- 五 管理運営費及び利用料金に関する事項
- 六 応募資格
- 七 指定の申請の方法
- 八 指定管理者の審査基準
- 九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定の申請)

第三条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（様式。次項において「指定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 別表の上欄に掲げる条例の同表の下欄に掲げる規定に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、指定管理者の指定を受けようとするものが地方公共団体である場合には、第一号及び第七号に掲げる書類とする。

- 一 施設の管理に係る収支予算書
- 二 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人その他の団体（次号において「法人等」という。）の事業計画書及び収支予算書
- 三 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下この号において「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提

出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

四 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

五 法人にあつては、法人の登記事項証明書

六 役員の名簿

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書)

第四条 指定管理者は、毎年度終了後三十日以内に事業報告書を知事に提出しなければならない。ただし、指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して三十日以内とし、その報告の対象となる期間は、当該取消しの前日までとする。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

一 管理体制の状況

二 利用等の許可の状況

三 維持管理の業務の実施の状況

四 利用料金の収入及び減免の状況

五 管理に係る収支の状況

六 前各号に掲げるもののほか、管理に関し知事が必要と認める事項

(その他)

第五条 この規則に定めるもののほか、公募等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表(略)

◇アンケート等の意見・要望と対応事例

(H21 からアンケート調査を実施)

◇主な対応状況

(施設の利便性向上)

- ・トイレの改修（コート掛、荷物置き、ウォシュレット整備、手洗い水洗の自動化）
- ・男性用トイレへのサニタリーボックスの設置
- ・デジタルサイネージ(電子案内看板) 改修・増設
- ・和室改修（防音対策、畳表替え、ロールスクリーン交換）
- ・レバータイプへのドアノブへの交換
- ・高機能プロジェクター、移動型スクリーンの導入
- ・ストレッチャー機能付きパネルスタンドの設置
- ・スポットエアコンの導入、暖房機器の追加

(相談対応の充実)

- ・NTTトリオフォンの導入（三者「相談者」、「被相談者」、「通訳」が 同時に対話できるシステムの導入）
- ・多言語相談（ベトナム語での対応も可能とした）
- ・法律相談の多言語化
- ・電話自動応答装置の設置（時間外に相談に関する情報を伝える）

(デジタル化、オンライン化への対応)

- ・WI-FI（無線 LAN）アクセスポイントの増設
- ・2つの会議室をリアルタイムでつなぐサテライトシステムの導入
- ・ホームページへの貸し出し備品の写真掲載
- ・SNSでの情報発信開始
- ・オンライン会議用設備の導入

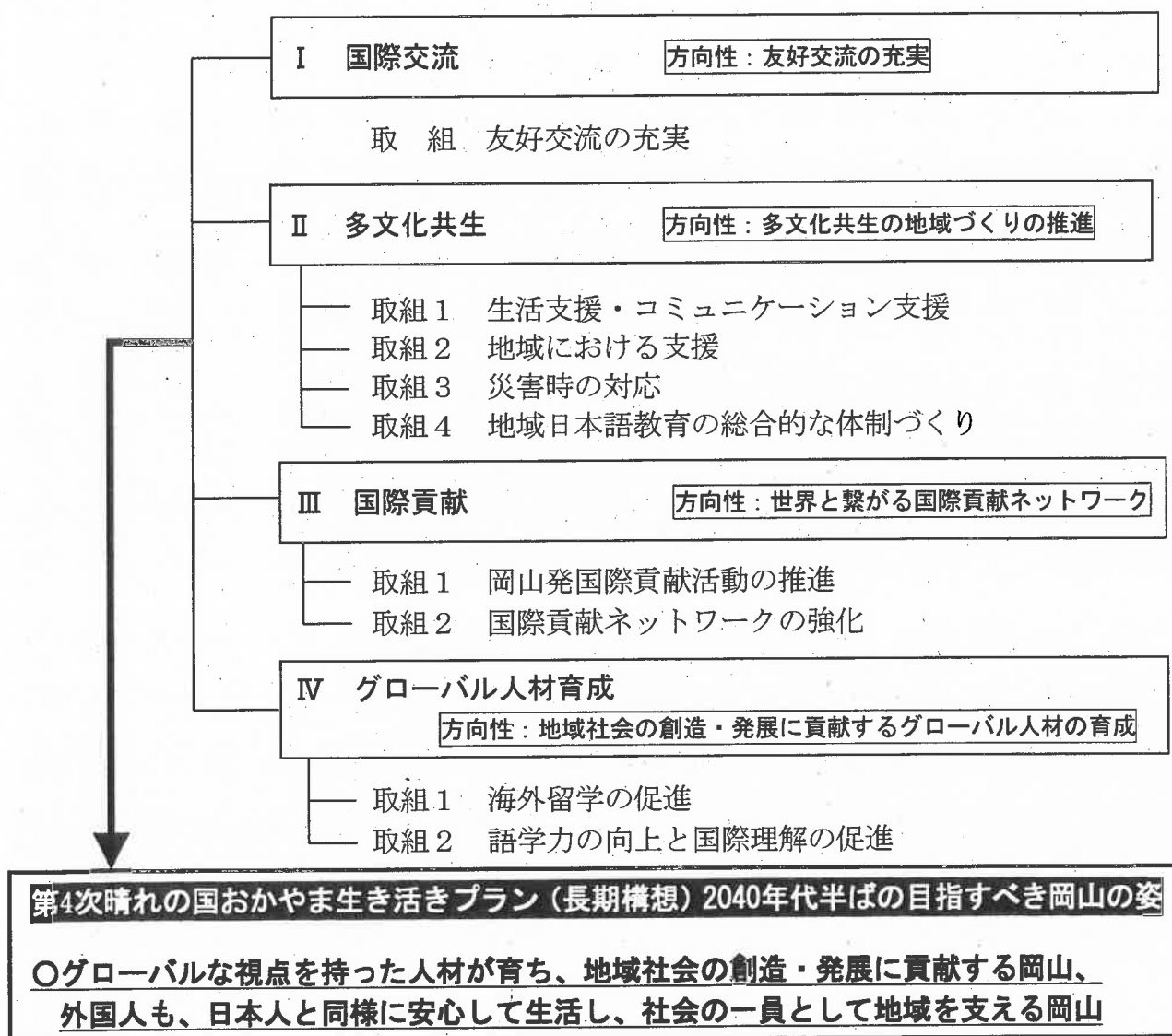
国際化施策推進方針に係る事業の実施基準

1 国際化施策推進方針の趣旨

令和 7（2025）年 3 月に県政において最上位に位置付けられる「第 4 次晴れの国おかやま生き生きプラン」が策定され、引き続き、グローバルな視点を持って豊かな地域社会の創造・発展に貢献するグローバル人材の育成や、日本人と同様に外国人が地域で安心して生活することができ、社会の一員として地域を支える多文化共生の地域づくりが盛り込まれた。

国際化施策推進方針は、「第 4 次晴れの国おかやま生き生きプラン」の基本目標及び長期構想の実現に向けて、国際化の施策推進の方向性を示すものである。

2 国際化施策推進方針の体系



国際化施策推進方針に基づく事業の実施基準

指定管理業務として取り組むべき事業について、「国際化施策推進方針に基づく事業の実施基準」として以下に示した。

指定事業については、必ず実施時期・実施方法などを具体的に提案すること。

指定事業以外での提案事業については、国際化施策推進方針に基づく事業の実施基準の趣旨に従い、事業名を記し、実施時期・実施方法などを具体的に提案すること。

I 国際交流

〈推進の方向性〉 友好交流の充実

友好交流協定の提携先等との友好交流の充実を図る。

■取組：友好交流の充実

友好交流先や本県と結びつきのある地域等との交流を推進し、本県の友好交流の充実を図る。

II 多文化共生

〈推進の方向性〉 多文化共生の地域づくり

外国人を含むすべての人が住みやすい多文化共生社会を実現するため、令和8年3月に公表した「岡山県外国人材等支援推進計画」に基づき、多様な主体と連携しながら、コミュニケーション支援の中核となる日本語教育環境の強化をはじめ、多言語による相談体制の充実や、外国人の地域参加を促進するための人材育成・各種交流会の開催等に取り組むとともに、地域のニーズに応じた特色ある多文化共生の取組を支援する。

■取組1：生活支援・コミュニケーション支援

今後、在留外国人のさらなる増加が見込まれる中、コミュニケーション支援の中核となる日本語教育環境の強化をはじめ、県内で生活する外国人からの日常生活に係る様々な相談への対応や通訳ボランティアの育成などに取り組む。

指 定 事 業

- 地域における日本語教育の推進（オンライン日本語講座の開催や子どもを対象とした放課後の日本語学習支援事業を含む）
外国人の日本語学習や日本語指導支援機能の充実を図る。
特に、オンラインでの日本語学習や、子どもを対象とした放課後の日本語学習支援の推進を図る。

■取組2：地域における支援

岡山国際交流センターにおいて、地域住民とのパイプ役となる地域共生サポーター

の養成講座・研修会を行うとともに、各種交流会や地域住民を対象とした講座・セミナー等の開催により、外国人への理解の促進や多文化共生に関する意識啓発を行い、外国人の地域参加を促進する。また、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」研修会を開催し、普及に努める。

指 定 事 業

- 地域共生サポーターの養成・研修会等の実施
外国人のコミュニケーションや生活面の支援を行う「地域共生サポーター」の養成を行う。また、登録ボランティアを対象にスキルアップ研修会を実施する。
- やさしい日本語の普及事業
災害時などに特に有効とされる「やさしい日本語」の普及を推進する研修会等を実施する。

■取組 3：災害時の対応

災害時多言語支援センターの設置運営訓練や災害救援専門ボランティアの養成等に取り組む。

指 定 事 業

- 「災害救援専門ボランティア(通訳・翻訳)」の養成・研修会等の実施
災害等の発生時において、外国人被災者のコミュニケーション支援や各種情報の翻訳を行う「災害救援専門ボランティア(通訳・翻訳)」の養成・研修会等を実施する。
- 災害時多言語支援センターの機能強化
「災害時多言語支援センター」の機能強化に向けた取組を進める。

※災害多言語支援センター

県内で大規模な災害が発生した場合に、外国人を災害弱者としないことを目的として、災害関連情報の多言語による提供など、市町村等と連携しながら広域的な支援を行う。

Ⅳ 国際貢献

〈推進の方向性〉 世界と繋がる国際貢献ネットワーク

岡山県国際貢献活動の推進に関する条例に基づき、本県の特性を生かした岡山発の国際貢献活動と多様な主体による国際貢献ネットワークを推進する。

■取組 1：岡山発国際貢献活動の推進

本県の特性である保健・医療・福祉や農業、教育等の基盤を生かし、県内NGO等が行う国際貢献活動を支援する。

■取組 2：国際貢献ネットワークの強化

県内NGO等、経済団体、企業、国際関係団体、大学、メディア、行政等の多様な

主体が連携し、国際貢献活動の裾野の拡大や岡山発の国際貢献活動の創出等に向けて、国際貢献ネットワークの強化に取り組む。

また、岡山国際貢献月間（10月）における協賛イベントやおかやま国際協力大使及び県内NGO等による国際貢献活動等について、ホームページや国際貢献ネットワーク等を活用して県民に周知し、国際貢献への理解の促進を図る。

Ⅳ グローバル人材育成

〈推進の方向性〉国際的に活躍できるグローバル人材の育成

実践的な語学力やコミュニケーション能力を有し、国際的に活躍できるグローバル人材を育成する。

■取組：語学力の向上と国際理解の促進

国際感覚やコミュニケーション能力を備えた人材を育成するため、語学力の向上や国際理解の促進に取り組む。